の規則6.から8.まで及び附則24（追加記号の表示に係る規定を除く。）に限る。）に定める基準（同規則改訂版補足第５改訂版の規則1.(i)及び(ii)に係る窓ガラスを除く。）とする。この場合において、保安基準第29条第１項ただし書の「当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所」とは、損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所をいう。

２　（略）

３　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車にあっては第１号、その他の自動車にあっては第２号から第10号までに掲げるものとする。

一　（略）

二　車室内に備える貼り付け式の後写鏡及び後方等確認装置

三　道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラその他の道路、交通状況若しくは運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲に貼り付けられた場合にあっては、この限りでない。

(1)　運転者席の運転者が、協定規則第43号改訂版補足第５改訂版の附則21に規定するV_1点（以下この条、第117条及び第195条において単に「V_1点」という。）又は協定規則第43号改訂版補足第５改訂版の附則３に規定するO点（以下この条、第117条及び第195条において単に「O点」という。）から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2)　協定規則第43号改訂版補足第５改訂版の附則21に規定する前面ガラスの試験領域Ｂ（以下この条、第117条及び第195条において単に「試験領域Ｂ」という。）及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲又は協定規則第43号改訂版補足第５改訂版の附則３に規定する前面ガラスの試験領域Ⅰ（以下この条、第117条及び第195条において単に「試験領域Ⅰ」という。）及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲に貼り付けられた場合にあっては、この限りでない。

(1)・(2)　（略）

の規則6.から8.まで及び附則24（追加記号の表示に係る規定を除く。）に限る。）に定める基準（同規則改訂版補足第４改訂版の規則1.(i)及び(ii)に係る窓ガラスを除く。）とする。この場合において、保安基準第29条第１項ただし書の「当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所」とは、損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所をいう。

２　（略）

３　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車にあっては第１号、その他の自動車にあっては第２号から第10号までに掲げるものとする。

一　（略）

二　車室内に備えるはり付け式の後写鏡及び後方等確認装置

三　道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた場合にあっては、この限りでない。

(1)　運転者席の運転者が、協定規則第43号改訂版補足第４改訂版の附則21に規定するV_1点（以下この条、第117条及び第195条において単に「V_1点」という。）又は協定規則第43号改訂版補足第４改訂版の附則３に規定するO点（以下この条、第117条及び第195条において単に「O点」という。）から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2)　協定規則第43号改訂版補足第４改訂版の附則21に規定する前面ガラスの試験領域Ｂ（以下この条、第117条及び第195条において単に「試験領域Ｂ」という。）及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲又は協定規則第43号改訂版補足第４改訂版の附則３に規定する前面ガラスの試験領域Ⅰ（以下この条、第117条及び第195条において単に「試験領域Ⅰ」という。）及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた場合にあっては、この限りでない。

(1)・(2)　（略）